

令和2年第6回臨時会

むかわ町議会会議録

令和2年 10月16日 開会

令和2年 10月16日 閉会

むかわ町議会

令和2年第6回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (10月16日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出事件の概要説明	7
承認第7号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第75号及び議案第76号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	17
閉議及び閉会	38
署名議員	39

むかわ町告示第48号

令和2年第6回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年10月13日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年10月16日（金）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

承 認

承認第 7号 専決処分につき承認を求める件
（工事請負契約の変更に関する件）

議 案

議案第74号 むかわ町登録商標「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例案

議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）

議案第76号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第6回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年10月16日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 承認第 7号 専決処分につき承認を求める件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 6 議案第74号 むかわ町登録商標「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例案
- 第 7 議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第76号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久議員
3番	山	崎満	敬議員	4番	佐	藤	守議員
5番	大	松紀	美子議員	6番	三	上純	一議員
7番	野	田省	一議員	9番	星	正	臣議員
10番	津	川篤	議員	11番	北	村	修議員
12番	中	島勲	議員	13番	小	坂利	政議員

欠席議員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	菊 池 功	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課主幹	菊 池 恵 美	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課主幹	今 井 喜代子	健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課参事	太 田 剛 雄
産業振興課主幹	高 木 龍一郎	産業振興課主幹	藤 田 浩 樹
建設水道課長	山 本 徹	建設水道課主幹	江 後 秀 也
建設水道課主幹	佐 藤 琢	会計室主幹	松 本 和 香
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長谷山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸 嶋 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	藤 野 真 稔
地域経済課主幹	西 村 和 将	国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	八 木 敏 彦
教育振興室長	田 口 博	生涯学習課主幹	松 本 洋
生涯学習課主幹	佐々木 義 弘	選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則

農業委員会
事務局長

東 和 博

農業委員会
支局長

藤 野 真 稔

監査委員

数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事務局長

今 井 巧

主

査

長谷山 美 香

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回むかわ町議会臨時会を開会します。

冒頭ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用といたします。

また、人と人の一定の距離を保ち、長時間の密接を避けるため、説明員の出入りは自由とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので、あらかじめ御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、大松紀美子議員、6番、三上純一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付いたしております諸般の報告及び議会だより第108号のとおりであります。御了承願います。

◎町長提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第6回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、承認1件、議案3件でございます。

承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきましては、奥地林道幌内栄線（第3号箇所）災害復旧工事の設計変更が生じ、工期を変更したため、令和2年10月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第74号 むかわ町登録商標「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例案につきましては、登録商標「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の適正な管理及び商標使用の基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第75号及び議案第76号、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長提出事件の概要説明は終わりました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、承認第7号 専決処分につき承認を求める件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 巧君） 承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、令和2年3月27日開催の令和2年むかわ町議会第2回臨時会におきまして議決をいただきました奥地林道幌内栄線（第3号箇所）災害復旧工事に係る請負契約につきまして、設計変更に伴い、工期を変更する必要があったことから、令和2年10月1日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものでございます。

設計変更の内容につきましては、施工中において、伐開物、抜根処理の数量が予定より減少し、逆に切土量が増加したことにより、切土工に要する日数が必要なことから、工期を延長するものでございます。

議決いただきました契約の議案資料、工期概要のうち、工期の事項中、「令和2年4月1日から令和2年10月20日」を「令和2年4月1日から令和2年12月25日」に改めるものでございます。

変更内容が、当初の工期から1か月を超える延長が必要な内容であることから、本来は議会の議決すべき事件であるものの、災害復旧工事を継続的に施工する上で、直ちに工期を延長する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものでございます。

以上で承認第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第7号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第74号 むかわ町商標登録「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、議案第74号 むかわ町商標登録「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例案につきまして提案説明を申し上げます。

議案書では、3ページとなります。補足として、議案説明資料では、条例の条項説明となりますので、2ページをお開き願います。

本条例案につきましては、平成30年11月30日に登録された商標「むかわ竜」及び令和2年2月17日に登録されました商標「カムイサウルス」を町内外で製造、販売される商品等に広く活用をしていただくために、基本的な事項を定めるものです。

本来であれば、商標の登録後、早期に条例制定することで商標の利活用を促進したい考えでございましたが、これまで「むかわ竜」は、要綱により、広く活用促進を行うため、無料での使用としていたことから、有償に変更するための庁内協議や専門家への相談などに時間を要したこと、またコロナ禍により各種イベントや展示会等中止が相次ぎ、対応調整に苦慮してきたなどの理由もあり、提案についてもこの時期となってしまいました。

コロナ禍に収束の兆しは見えてはいませんが、経済活動の活性化により、各方面からのお問合せに対応するため、町の新たな財産である「むかわ竜」及び「カムイサウルス」、カムイサウルスジャポニクスを取扱いを明らかにすることによって、さらなる町民の機運醸成と恐竜ブランドの広報宣伝、商標の適正管理のため、本条例を提案するものです。

では、各条項について説明いたします。

第1条は、目的として、2つの登録商標「むかわ竜」及び「カムイサウルス」について広く活用され、町の活性化に寄与するとしています。

第2条は、商標を使用する場合には、町長の許可が必要と規定しています。

第3条は、使用許可の期間として、最長3年間としています。

なお、在庫がある期間中は引き続き使用可能としています。

4 ページにまたがりませんが、第4条は、使用料として、販売目的での商品からは、販売価格に予定生産数を乗じた金額に5%を乗じて得た額とし、端数は切り捨てるとしてあります。

なお、販売以外の目的で使用、または特別な事情があると認める場合は、協議の上、使用料を決定できるとしてあります。

4 ページ、第5条は、使用料の納付として、許可を受けた日から2週間以内に使用料納付が必要であり、納入後の返還はしないと規定しています。

第6条は、無償使用として、特別な理由があると認めるとき、無償と規定いたしました。無償とするケースとしましては、本町に住民票を置く個人と事業者などを想定しています。

第7条は、使用許可の制限として、商標の信用や品位を害すると認められる場合などは許可しないと規定しています。

第8条は、使用許可の取消しとして、申請内容に虚偽が判明したときや、使用許可条件の違反などがあった場合は取消しとし、商品の回収等を要求できるとともに、町は、生じた損害について一切の責任を負わないとしてあります。

5 ページになります。

第9条は、目的外使用及び権利譲渡の禁止、転貸ししてはならないと規定しています。

第10条は、その他として、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

附則といたしまして、公布の日から施行することとし、平成31年に要綱で制定しておりますむかわ町登録商標「むかわ竜」及び「むかわ竜」ロゴマーク使用要綱において許可を得ている者については、その許可期間においての使用を認めることとし、申し伝えになりますが、「むかわ竜」ロゴマークについては、一部改正により、引き続き要綱にて取り扱うこととしてあります。

なお、議案説明資料の2ページに掲載しているとおり、資料につきましては、過日、開催されました議会全員協議会において提出しました資料を再掲しておりますので御承知ください。

また、御指摘ありましたむかわ町登録商標「むかわ竜」及び「むかわ竜」ロゴマーク使用要綱において適用している商品等につきましては、別途配付しております資料のとおり、10月に入って1団体、1件増えたんですが、18事業者、団体となっておりますので御確認ください。

議案3ページにお戻りください。

以上、むかわ町商標登録「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の適正な管理及び商標使用

の基準を定めるため、本条例を制定しようとするものですので、御審議、御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 販売総額の、販売価格に予定生産数に5%、今回これ出てきて、制定前のが町外にいっぱいあるんだけれども、実際に使用料を頂いたものはあるのかお伺いしたい。

それと、使用料として歳入で受けるんだと思うんだけれども、この使い道というのは、もう単なる使用料で一括していくのか、それとも、はっきり目的を持って、恐竜の基金だとか卵基金でしたっけか、僅かかもしれないですけども、そういうような目的をはっきり持たせて受けて、その後どのように活用していくのか含めてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の現在の使用料は発生しているのかということにつきましては、要綱上は無料の取扱いになっておりますので、町外者であっても、今の現行要綱の中では、料金を頂いていないというのが現状でございます。

2つ目の今回5%の収入はどうなるのかということにつきましては、現在、歳出で恐竜ワールドプロジェクト、274の事業番号を持っておりますが、こちらでの事業に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 「むかわ竜」と「カムイサウルス」、登録商標になっているんですが、ちょっと分からないのでお聞きするんですけども、カムイサウルスジャポニクスまで入れた場合、学術名なんですけども、その場合は区別して扱うのか、同じカムイサウルス、後ろにジャポニクスがついているけれども同じですよという扱いであるのか、その辺ちょっと疑問があるので教えていただけますか。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、カムイサウルスジャポニクス、いわゆる学名の場合の取扱いについてなんですけれども、今回、商標を取っているのは「カムイサウルス」、いわゆる前半の名前だけでございます、ジャポニクスになりますと、これはもう学名ということで、商標を取る取らないの前に、それはもう個人の名前ですので、そこについては、特許庁のほうから、そういった名前での取扱いはできないのでということで、あえて「カムイサウルス」という名前での商標を取得しているところでございます。ですから、分けて考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 5%の関係については問題ないと思うんですけれども、先ほどの答弁の中でも、無償化ということで、実際にどの程度の量があったのかというのは正直分からないという答弁でしたけれども、ここで有償としている事例がありますよね。この事例のところのそれぞれの都府県の中で、実際に町外の、個人じゃなく、恐らくこういう場合は事業主が利用すると思うんですけれども、そういったもののデータというのはちょっと把握しているのか。

特に、今までは無償であったけれども、今回、町外の場合には有償ということですから、日本初の全身骨格ですから、何らかの形でもって、ほかの府県よりも何か利用度があるような気がするんですが、この事例の中での、そういった状況というのはどの程度把握しているのかちょっとお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

多分、御質問は、議案説明資料1ページの括弧書きに書いてある各自治体等のものだというふうに拝察するんですけれども、実は、我々の今回の条例化につきましても、無償の部分についても検討はさせていただきました。

しかしながら、カムイサウルスというすばらしい、日本を代表するような化石についた名前でもあるということもありまして、そういう一定程度の利用については、当然あるだろうというふうに思っておりますし、現在も、説明しましたけれども、お問合せが既に数件来ておりまして、そういったところでの活用がされるものと考えております。

また、他の自治体の例なんですけれども、はっきり申し上げて、例はほとんどございませ

ん。先ほど、議員がおっしゃったとおり、事業団体、例えば第三セクターさんとかにその権利を譲渡するというか、移動して、そこが収益を取っているという状況が、ほぼほとんどの例がそういう例でございました。

今回、この条例を制定するに当たりまして、やはりより多くの方にこの名前を親しんでもらうということと、それだけのすばらしい財産であるというところを町民機運の醸成という言葉に代えていただきましたけれども、そういった方向で、条例案ということで制定をさせていたいただきたいと考えておりますので、よろしく御承知おきいただければと思っております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ちょっともう一点、今、何件かの問合せがあるということなんですけれども、どういった職種というか、事業者というか、個人というか、そういった関係ではどういうグループなんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 引き続きの御質問でございまして、職種というよりも商品名で申し上げますと、やはり学用品等が多いというか、数点でございまして、縫いぐるみや、例えば文房具類、ノートや鉛筆といった類いがほとんど町外からのものがございます。

あとは、町内からは、今、食品のほうでいろいろと検討されているというのを私、直接お聞きしておりますので、ぜひ広く活用していただければということでお答えをしているところでございます。

まだ条例が制定されていないので、そういった手続はまだこれからだというふうには伝えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今日頂いた資料の中で、町外で継続中というのが8件ほどあるんですけども、この条例が今日決まりましたら、継続中のものに対しては当然、使用料が発生していくという認識でよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、まだ要綱が動いておりますので、その要綱に従って、引き続き無償ということにな

ります。

ただし、附則でも書かれているとおり、新たに作成をする場合につきましては、今回の条例にのっとった新たな使用許可を求めて、そこから使用料を頂くということになっております。

条例上は、そういう取扱いになっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ただ、町外で8件、今、継続中で、例えば2022年とか23年の6月、11月までの使用継続できるというものがありますよね。これから申請する方が使用料が発生するということなんですが、ちょっと不公平じゃないかなとか、そんな気がするんですけども、そういう考えに至らなかったというのはどういうことなんですか。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私ども、条例の設置をするときに、「むかわ竜」が無料で進んでいたというのが、2019年の恐竜博を契機に、広く町民また全国民の方に親しんでもらおうという意図がございました。

条例が今回、制定されることによりまして、それまでのものを全てゼロにして、もう一回、使用料を頂くというところについては、この要綱の趣旨からは少し反するかなと、そういったところもありまして、新たにというところを基調とさせていただいているところでございます。

なお、まだ、現在、使用しているところに全ての調査をしたわけではないんですが、一定程度の在庫はほぼ処理されているというふうな認識を持っておりまして、条例化の後には、各使用者につきましては、こういった条例が制定されたので、これからは使用料がかかるということをしかりとお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） 若干の補足をさせていただきたいと思います。

当初、無償の要綱で運用をしております、その時点で使用を許可したものを後から有料化することは法律の安定性を欠くということになりますので、無償を許可した時点では、無償ということが条件、ある意味、になります。今度は、この条例が施行されますと、そういう最初からお金がかかるという条件で許可をすることになりますので、そういった法律上の安定性ということがありますから、この条例が施行してから有償になるということでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑。

3番、山崎議員。

〔「山崎さん、さっきカムイサウルスで御質問しなかったですか」と言う人あり〕

○3番（山崎満敬君） さっきのと違うこと。1回に言えばよかったのに。

名前の部分と関連があるので、ちょっとお聞きしたい部分が出てきたので、例えば、むかわ竜の骨格のミニチュアを作りたいということで、名前も含めて作りたいと来たときに、その名前だけのパーセンテージの使用料なのか。精密なそのミニチュア骨格、例えば10分の1、20分の1というものを作って販売したいという人が来たときの、その骨格に対する使用料とかというの考えなければいけないのかなというのがあるんですが、別個に考えるのか、名前だけなのか、それとも骨格は骨格で違う使用料を頂きますよという考えなのか、その辺、大きく分けて2つあるかと思えますけれども、どういう考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

我々が取得した商標は、あくまでも「カムイサウルス」という名前の商標でございまして、そういった造形物に対するのは、今度は意匠とか、そういった違った、同じ商標なんですけど、同じ取り方になっていくと思えますので、今、考えているのはあくまでも商品のお名前というふうに、または製品のお名前、そういうふうに捉えていただいてもいいかと思えます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

1つは、第6条の関係なんですけれども、今、物として、製品としての使用料は出されておりますけれども、例えば何らかの集会ですとか、あるいは演劇等のような形の中で、そういういわゆる演劇とかやるものの中で、そういう中で使用するということにはどうなるのか。あるいはまた学校の学芸会だとか等々もあるかと思うんですけれども、そうした場合に、一般的に使うという点ではどうなるのかということ。単純な問題ですけれども、お聞きしておきたいというのが1つです。

それから、2つ目には、この「むかわ竜」あるいは「カムイサウルス」という形の中で、一番、平たく言えば大きく使っていただくのは、いわゆる学問的であったり学術的な形の中

で、そういう専門的な、これまでもやっていただいている先生だとか、そういう方々が使うということになるんじゃないかと思うんですけども、そういう人たちが学問的、学術的に使う場合、あるいは講演等々で、そういうものを中心としてやられるとかという場合があるかというふうに思うんですけども、そうした場合なんかの関わりはどのようなふうに対応していくつもりなのか。

この2点について伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの2点について、私のほうから御回答させていただきます。

まず、6条の無償の場合の取扱いなんですけれども、この規則を定めていきたいと思いついて、そちらのほうには記載をさせていただくんですけども、そういった映画とか、カムイサウルスという映画を作ったのであれば、当然そこにかかるというのは、相談の上というふうになるかもしれませんが、名前が出てくる部分につきましては、皆さんに広く愛されているというところを考えると、そこに対して5%をどのようにつけていくのかというのは大変難しいかとは思いますが、その辺は主催者側との調整が必要になってくるかなと思います。

なお、2点目と絡んでくるんですけども、そもそも学術的、もしくはメディアさん、いわゆる新聞報道とかの場合については、そういった取扱いから除外するというふうに規則で定めたいというふうに考えてございまして、例で出しました学芸会、もしくは雑誌とかに出てくる分につきましては、あえてそちらについての使用料を取得するという考えは今のところ持っていないという状況でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号 むかわ町登録商標「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第75号及び議案第76号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決**

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）及び日程第8、議案第76号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題とします。

議案第75号及び議案第76号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）、議案第76号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を一括して御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本町は、これまでストップ・ザ・コロナウイルスと掲げ、むかわ町の底力で自粛から収束へ切れ目のない対策、また感染抑止と経済再建の両立を継続するための対策、さらにウィズコロナを意識しつつ、包括的な対策事業に必要な費用を第6号補正予算までに講じてきたところでございます。

議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）につきましては、新型コロナ対策第7弾といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新たな感染症リスクの低減対策のほか、未来へつなぐ町として歩む事業の展開を図るため、情報通信、情報発信のネットワークの構築、第1次産業事業者への支援に必要な費用を追加するものでございます。

本件の説明につきましては、説明の都合上、議案書に記載の内容を御説明した後、事項別に説明をさせていただきます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ2億4,808万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ121億8,444万8,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書 8 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正となっております。この後、別冊で配付する説明書及び説明資料により御説明申し上げます。

第 2 条、繰越明許費の追加でございますが、議案書 10 ページに記載のとおり、この後、御説明申し上げます。役場本庁舎多目的スペース整備事業のほか、2 事業につきまして、今議会において予算が可決された場合、各事業を取り進めることとなりますが、この 3 事業におきましては、冬期間の施工が難しい工種があり、年度内の事業完了が難しいと予想されることから、繰越明許設定をするものでございます。

第 3 条、継続費でございますが、地域情報告知端末等整備事業につきまして、整備の内容及び事業規模、また財源の確保から、2 か年で執行する予定でございますが、本年度は臨時交付金及び基金、来年度は適債性のある起債を確保することが可能となるよう、整備内容を区分して事業を取り進めることから、地方自治法第 212 条第 1 項の規定により、経費の総額及び年割り額を定め、明らかにするものでございます。

続きまして、補正する歳入歳出の事項別の内容につきまして、別冊配付しております令和 2 年度むかわ町一般会計補正予算（第 7 号）に関する説明書及び議案説明資料により御説明申し上げます。

それでは、補正予算に関する説明書 3 ページ、歳入から御説明を申し上げます。

13 款 1 項 1 目総務使用料、登録商標使用料につきましては、先ほど議案第 74 号で議決をいただきました「むかわ竜」及び「カムイサウルス」の使用に関する条例第 4 条に規定する使用料の年度内収入見込み分といたしまして、20 万円を追加するものでございます。

なお、登録商標使用料は、歳出 4 ページ最下段に記載する 274 番、恐竜プロジェクト事業の特定財源として活用する予定であり、歳出におきまして財源の振替を行うものでございます。

14 款 2 項 1 目総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、第 1 次及び第 2 次により限度額として配付されました合計 3 億 6,232 万 4,000 円のうち、未充当となっております残り 1 億 3,793 万 6,000 円を追加し、本補正予算歳出に追加する各事務事業の特定財源として活用するものでございます。

なお、議案説明資料 9 ページからは、本補正予算を含み、臨時交付金を活用して本町が取り組む事業の一覧を掲載させていただいているところでございます。

説明書 3 ページ、18 款 1 項 14 目情報通信施設営繕基金繰入金につきましては、地域情報端末等整備事業の令和 2 年度整備分に係る財源として活用するため、3,000 万円を追加するも

のでございます。

19款前年度繰越金につきましては、本補正予算における歳入予算の調整額といたしまして、7,994万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、説明書4ページ、議案資料3ページをお開き願います。

2款1項1目60番の1、庁舎等管理事務（本庁）につきましては、感染症の終息が見えない中、平成30年北海道胆振東部地震の被災により、全国で初となる仮設型の生徒寮として使用する建物一部を利活用し、むかわ町が震災からの復興へ向かう姿勢を町内外に広めつつ、感染症対策に対応するため、本庁舎北側駐車場に多目的スペースを整備するものでございます。

この多目的スペースでは、これまで出入口が1か所であった産業会館の1室で執行していた期日前投票所、確定申告会場、さらには感染症のステージによっては、分散勤務スペースとして利用するほか、一部生徒寮の個室を利活用し、リモートワーク等のスペースを設ける予定でございます。利用期間は、令和3年度までの繰越事業で執行するもので、施設整備費4,971万2,000円、施設で使用するテーブル、椅子、仕切り用の軽量スクリーン等の初動備品費584万6,000円、合計5,555万8,000円を追加するものでございます。

なお、追加費用のうち1,200万円につきましては、臨時交付金を活用するものでございます。

6目210番、公有財産管理事務につきましては、指定避難所及び学校開放等、不特定者が利用する公共施設のトイレ及び手洗い場の蛇口の一部を自動水栓とし、感染予防対策を講じるものでございます。想定施設は四季の館や町民センターなど、全22施設125基を予定しており、改修費用として962万5,000円を追加するものでございます。

なお、追加費用のうち500万円につきましては、臨時交付金を活用するものでございます。

225番の1、地域情報施設管理運営事務（本庁）につきましては、新鷗川地区田浦第1及び第2幹線排水路工事に係る主要光ケーブル等の移設のほか、通信基盤の修繕箇所が増加していることから、年度内の見込み分を含め、修繕費用262万3,000円を追加するものでございます。

225番の2、地域情報施設管理運営事務（総合支所）につきましては、議案説明資料4ページで御説明申し上げます。

過日、開催の全員協議会で概要を御説明申し上げるところでございますが、老朽化により情報の受信に支障が生じている穂別地区の情報告知端末を高度無線環境整備推進事業に合わ

せ、町民に迅速な防災情報をはじめとする各種行政情報の提供方法の向上を図るため、新たなスマートフォンアプリが併用できるシステムに更新するものでございまして、穂別地区においては新たなIP告知端末、併せてむかわ町全域においてスマートフォンアプリを導入し、町民への情報提供の多重化を図るものでございます。

事業概要は、資料に記載のとおり、1契約としながら年度ごとの整備内容を明確にし、令和2年度の費用は臨時交付金及び営繕基金を活用、令和3年度の費用は過疎対策事業債を活用する継続費として執行するものでございます。

2か年度の総事業費は2億2,022万5,000円、年度割りで、令和2年度は、センター整備やシステム開発など1億198万円、令和3年度は、IP告知端末整備や整備後5年間分の保守費用など1億1,824万5,000円とするものでございます。

事業執行に当たっては、むかわ町財務規則の規定に基づき、年度ごとに部分払いとして支払いが可能となる特約がある契約の締結を予定しており、部分払いとして支払い可能な限度額は既済の部分に対し9割となることから、本補正においては、令和2年度事業費1億198万円の9割分、9,178万2,000円を整備委託料として追加するもので、残りの1割分につきましては、令和3年度において予算措置するものでございます。

この事業の追加費用のうち、4,500万円を臨時交付金、3,000万円を情報通信施設営繕基金を活用するものでございます。

説明書4ページにお戻りいただきまして、下段、9目274番、恐竜プロジェクト事業につきましては、歳入で御説明申し上げました使用料収入による財源振替でございます。

説明書5ページにお移りいただきまして、3款1項1目660番の1、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、4款1項2目1040番の予防接種事業につきましては関連がございますので、議案説明資料5ページにより御説明申し上げます。

本件につきましても、過日、開催の全員協議会で概要を御説明申し上げているところでございますが、冬期間のインフルエンザ流行時期において、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方と混在させない状況を構築するため、これまでインフルエンザに罹患した場合に重症化リスクが高い方を対象に助成している予防接種費用を、感染症の終息が見えない今年度に限り自己負担額を無料とすることで、重症化予防対策の強化と併せ、インフルエンザ患者数の減少、町内医療機関の負担軽減を図るものでございまして、追加する事業費は、説明書2に記載する対象枠ごとに、当初予算で見込んでいた受診率を、65歳以上の方々に45%から60%へ、15歳以下の方々に65%から70%へ、助成の拡大により、受診率の増加見込み分も含

めまして、国民健康保険特別会計繰出金を139万7,000円、一般会計の予防接種事業で222万9,000円を追加するものでございます。

なお、追加する費用のうち、無料とする自己負担助成拡大分に臨時交付金を活用するものでございます。

続きまして、説明書5ページ、議案説明資料6ページをお開き願います。

5款2項1目1340番の林業振興対策事業につきましては、苫小牧広域森林組合において、木材の、新型コロナウイルスの影響による物流の停滞により、受注が著しく減少しており、今後の原木の受入れ、森林整備の停滞等、林業、木材産業全体の影響が懸念されているところでございます。

このことから、組合が被災木を使用して製作するベンチ238基と飛沫用のパーティション180基を町有施設や福祉施設等に導入し、町民の利便性の向上を図るとともに、コロナ禍における地域林業、木材産業における雇用と素材生産の維持を図るものでございまして、これらの製作加工費用として790万円を追加するものでございます。

なお、追加費用のうち700万円につきましては、臨時交付金を活用するものでございます。

続きまして、説明書6ページ、議案説明資料7ページをお開き願います。

3項1目1450番、水産業振興対策事業につきましては、鶴川漁協においては、水産物の単価安対策として、本州への直接出荷やネット販売等により、販路拡大に取り組んでおります。今後もその取扱量を増加させるため、将来的に作業スペースや畜養水槽等の増設を計画していたところでございます。

しかし、新型コロナウイルスの影響により単価の下落が加速していることに伴い、その対応策として、施設整備を早期に実施することで直接出荷量の拡大を促進したい意向がある漁協に対して、その費用の一部を補助することで、コロナ禍からその先へつながる事業の支援を行うものでございます。

事業内容は、説明書の3に記載のとおり、荷さばき所に隣接する作業施設の整備、また活魚畜養設備として水槽等を整備する内容で、事業費は税抜きで7,300万円と見込まれており、町はその2分の1を補助するものでございまして、その費用3,650万円を追加するもので、施工内容から、繰越事業により執行する予定でございます。

なお、追加費用のうち3,500万円につきましては、臨時交付金を活用するものでございます。

続いて、説明書6ページ、議案説明資料は8ページをお開き願います。

6款1項2目1510番の観光振興対策事業につきましては、本町における観光拠点である穂

別キャンプ場、穂別博物館、四季の館の3施設に、アフターコロナを見据えて公共Wi-Fiを整備し、施設を利用する観光客の利便性を向上するとともに、穂別キャンプ場においては、コロナ禍のような状況で在宅勤務や分散勤務する利用者の受皿として、センターハウス内にワーケーションスペースを開設し、交流人口や関係人口の拡大を図るため、アクセスポイントの整備費3,751万円、キャンプ場センターハウスの備品購入費119万6,000円の合計3,870万6,000円を追加するもので、施工内容から、繰越事業により執行する予定でございます。

なお、追加する費用のうち3,000万円につきましては、臨時交付金を活用するものでございます。

1840番、高等学校振興対事業につきましては、鶴川高等学校に苫小牧方面から通学する生徒は、JRを利用し登下校しているところでございますが、部活に加入しない生徒等においては、平日の終業時間とJR運行が合わないため、下校バスの1便を運行しているところでございます。今年度は、当初、1台運行を予定しておりましたが、3密を避けるため、予算の範囲内でマイクロバス1台を増便し、感染症拡大対策を講じたところでございますが、高校からの継続要望に併せ、国内、道内における収束が見えない中で運行を終了とすることは難しいことから、本年度中、引き続き増便を運行するための必要な費用として、176万3,000円を追加するものでございます。

なお、追加費用のうち109万4,000円につきましては、臨時交付金を活用するものでございます。

以上で議案第75号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第76号について御説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

議案第76号につきましては、令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計保険事業勘定補正予算（第4号）でございまして、議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）において御説明申し上げましたインフルエンザ予防接種費用助成拡大に係る国民健康保険事業勘定において執行する費用を追加するものでございます。

第1条でございまして、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ139万7,000円を追加し、12億7,848万6,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

歳出、4ページにより説明申し上げます。

6款2項1目20230番の検診助成事業につきましては、臨時交付金を活用して助成拡大するインフルエンザ予防接種費用のうち、国民健康保険被保険者に係る139万7,000円を、一般会計からの繰入金を財源として追加するものでございます。

事業内容につきましては、重複いたしますので省略させていただきます。

以上で議案第76号の説明を終わらせていただきます。

最後となりますが、議案説明資料の9ページから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用として実施する各事務事業の対象経費につきまして記載させていただいております。

高度無線環境整備事業を除き、本町は、これまで対象事業としまして4億7,977万6,000円を予算計上しているところでございまして、交付金配分額3億6,232万4,000円を1億1,700万程度超過している状況でございます。

これまで不足する財源は、前年度繰越金や基金を活用し、事業を組み立てておりますが、前回の補正予算までに計上している事務事業の執行状況を整理しながら、次回以降の補正予算で、各事業に対する臨時交付金の財源を振替していきたいと考えているところでございます。

なお、今回の補正予算は、臨時交付金を最大限活用することを考慮し、侮らない、油断しない、ひるまない、強い気持ちを持って、コロナ禍からという現状を受け止めながら、アフターコロナ、そしてむかわ町の未来へつながる事業を見据え、編成を進めてきたことに御理解いただけますようお願い申し上げます、議案第75号、議案第76号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第75号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、別冊事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

質疑、1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 事業番号60-01でちょっとお伺いしたいと思います。

この多目的スペースの整備事業でございますけれども、一部、鶴川高校の仮設生徒寮再利用ということでございますけれども、総床面積の208.20平方メートルに対して、どれぐらいの占有率になっているのかお伺いしたいのが1点。

それから、財源として、新型コロナウイルス、いわゆる対応をこういうふうな形ということでございますのでとっていたんですが、内容を見ましたら、国道支出金が1,200万、一般財源が4,300万を超えておりますけれども、これがこのままコロナの臨時交付金及び一般財源からの支出ということでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問のうち1点目については、私のほうから御答弁をさせていただきます。

今回の多目的スペースに使用する鶴川高校仮設生徒寮の部分につきましては、床面積のうち100%を利用するという予定でございます。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 財源の質問につきましては、私のほうからお答えしたいと思います。

記載の事業費5,555万8,000円のうち、議員のほうから質問がありました財源につきましては、国道支出金の1,200万円については臨時交付金を活用、残りを一般財源としておりますが、先ほど最後に御説明申し上げたとおり、この後、これまで予算計上している事業の執行状況を見ながら、現在、今回の補正で一般財源として執行する部分の財源振替を行っていきたいと思いますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 60の1の、今の1番議員と同じなんですけれども、ここの3ページの説明資料の中には、生徒寮の一部を再利用と書いているんですが、今、総務主幹の御答弁は100%使うと、100%ですということをおっしゃったんです。そこで何で一部再利用なのか、その辺ちょっとどっちが本当なのか解明してください。

そして、確かにコロナ対策という点で、庁舎狭いですよね。広々と使っているところはほぼなくて、皆さんぎゅうぎゅうの中でやっていますので、コロナ対策で再利用ということは結構なことだと思うんですけれども、それにしても5,500万のうち1,200万だけ臨時交付金ということで、この財源の組み方というのがもっと何とかならなかったのかなというのがあつ

て、それはどうだったのかということと、ここ駐車場になっているところに、結局、施工監理、外構工事もやるということは、恒久的に使うような施設にするということだと思わすけれども、その辺の費用の内訳、再利用する前、100%だとしたら、あれを買うためには幾らかかって、基礎工事がどのぐらいなのかということも含めて、ちょっと解明してください。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） まず、最初の床面積の部分の御答弁でございますが、今回、ちょっと私の答弁が的を射ていなかったというか、今回、床面積は208.2ということで、これは鷗川高校仮設生徒寮の面積より大きいんですけれども、この建物を建てるに当たって使う部材の全ては、鷗川高校仮設生徒寮のものを使うということで、全部を再利用するというのではなくて、建物を建てるに当たっての使うものの、要は部材については生徒寮のものを100%再利用するというので、新しく何かを建てつけするというのではないということでございます。

○議長（小坂利政君） ちょっと分かりづらいんですけども、もうちょっと分かりやすく説明してくれ。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、今回、補正で、充当の仕方だと思うんですけども、臨時交付金、先ほどの答弁とは同じくなるかもしれませんが、これまで4億7,000万の事業に対しまして3億6,000万交付金を活用させていただいたということで、1億を超える一般財源を使っている、基金等を使っているところございます。

今回の補正予算につきましては、未充当となっていた財源を活用して、できる限り、今もそうですけれども、将来に向かった事業に係る補正の編成を進めてきたところでございます。

実際に、これまで予算化しているコロナ対策事業については、ほぼ充当率100%で事業を組み立ててきておりました。

実際に、執行状況を見ますと、既に対策経費として講じる事務事業で終了したところで、執行残が出ている状況でございますので、その部分を今後振り替えさせていただくのですが、その振り替えさせていただく場合に、今回の補正で計上した事務事業でも執行残出る見込みでございますので、その部分をちょっと若干調整した部分と、振り替えるときになるべく1つの事業に振り替えたいんですがという思い、これ編成上の話なんですが、思いがありまして、そこをこの事業に集中させていただいたということで、一般財源が多くなっている状況

でございます。

それと、先ほど建物の関係の質問ありましたけれども、予定では、建物、12メートル掛ける2.4の、1つの箱の大きさなんです、その箱を7つ使って、広さ的には、この下の第3会議室程度の会議室と通路、トイレを、ワーケーションスペースを造るという形になります。

駐車場の関係、これ将来的な話になると思いますけれども、整備後、北側の駐車場、今、公用車を止めている駐車場、狭くなります、もちろん。その狭くなった部分につきましては、その北側に、駐車場の入り口、本当の入り口側、そこのスペースをちょっと改修しまして、駐車スペースを設けたいなというような今、考えております。

それと、費用の内訳でございます。これは、予算編成の段階でございますので、実際に執行する段階で若干変わってくると思います。工事費につきましては、本体工事、附帯工事を含めて2,400万円ほど、その他の工事が1,700万円ほど、あと外部のサインですとか冬期間の養生費とか合わせました費用となっております、箱につきましては、箱を購入する費用はそのうち2,000万程度と見込んでおりますが、実際の執行段階では若干変わってくると思います。

○議長（小坂利政君） 恒久的なのはどうなの。建物自体が恒久的なのはまだ聞いていないけれども。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 建物的には恒久的なものです。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かったんですが、恒久的に使うと。そして、この本庁舎と、これ見ると、つながるようにはなっていないんですけれども、例えば、どういった使い方をするかということで、例えば町民があそこに出入りするような、例えば担当課だとか、どんなことに使うかによって、町民が行き来しなきゃならないということもあるのかなと思うんですけれども、そういったときに、例えばこの通路つながっていませんよね。これがつながっていないことが、例えば町民にとっての利便性から考えてどうなのかなというのものもあるし、恒久的というのであれば、ここをつなぐというようなことだって当然必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の考えがどうなのかなと。

それから、一般財源の部分が多いということは、後々、入替えると、そのためにこう多くなっているんだと、そう心配なくていいよというふうに言ってくれたのかなと思うんですけれども、そういうことでいいんですね。

そうしたら、その今、2点について伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうでお答えをしたいと思います。

まず、渡り廊下の関係でございますけれども、ここはやはりコロナを意識した分散執務室ということも含めて考えていますので、廊下の点については、これは今、設置をする予定がないというところでございます。

設備資料の3ページにも記載のとおり、確定申告会場だとか選挙の期日前投票というようなことで、そういった目的がはっきりしているところでございますので、町民の皆さんにも十分周知をして、ここへ直接来ていただくような形になるかなというふうに考えてございます。

また、消防法の関係もございまして、そういった建物の中では、今の現在、渡り廊下ではつなぐ予定はないということで御理解をいただきたいと思っております。

また、予算の関係で、ちょっと幅を持たせた形の中で、対象経費は大きく取っておりますけれども、この予算の中で、説明資料9ページ、10ページに記載のとおり、前段で設定をしている経費については、臨時交付金満度出ているというようなところでございます。これは今後精査をされていくということで、減額になってくる部分については後ほどまた充当したいということで、先ほど菊池主幹からお答えしたとおりということでございまして、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

1番、東議員。

〔「ちょっと待って」「東さん、さっきした」「これについての、これ2回目だよ」「駄目だ」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 先ほどもちょっと1回あったんですが、今回は遠慮していただきたい。質問の継続性という意味から、同じ議案に対して間を置いて質問することについては御遠慮いただきたい。

ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 今の60の1番、事業番号に関してですけれども、いろいろ聞いて少し判明はしたんですけれども、買い取る金額というのが、今聞いたら最終的に2,000万円ぐら

いだろうということなんですけれども、これが高いか安い、これまで生徒寮としてリース料払ってきたものに対して、根拠としてどういうふうに出てきたのか、それが妥当性というふうなことはどう判断したのかお伺いをしたいと思います。

あと、これ使用年数がどの程度使えるものなのか、一般的に考えて基礎を打つのかな。地ぐいで上に乗っけるだけなのか分かりませんが、耐用年数はどのぐらいもつものなのか。

ましてや、年に確定申告と選挙という、ほとんどあとはリモートワークのスペースとしてという、分散して、常時、実際にはそこに机を置いて働くようになると思うんだけど、そんなことから考えると、今2つ質問ですけれども、3つ目は、本当はまちなか再生に使ってほしいという声もあったと思うんです。どうして今回、その庁舎に使うというふうに判断したのか、判断の理由を教えてください。

大変立派なという、ユニークな建物だったので、例えば今の仮設店舗に、このぐらいのお金でいけるんだったら、逆に得たんじゃないかなというふうに、値段はつきり分からなかったもので、2,000万ぐらいで、工事費、町がやらないんだったら、それにしても、このぐらいのお金かけるのであれば、仮設店舗とかということも考える余地はなかったのかなというふうに思います。どうしてそうだったか、判断を聞きたい。

改めて、本当にこういうスペースが必要だったら、大した年数もたなくていいんだったら、今、普通のプレハブ建てたほうが安いんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺、どういうふうに判断したか、説明を聞きたい。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 分散執務室の件についてお答えをしたいと思います。

まず、その耐用年数ということでございますけれども、モバイル型の住宅の設置ということで、このものについては木造の建物になります。通常の木造の耐用年数と変わらないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、この高校生徒寮に使っていたモバイル住宅を、今回、分散執務室というふうなことで御提案申し上げているところでございますけれども、震災のメモリアルというふうな点もございいます。

今、まちなか再生の検討会が検討を始めておりますけれども、これから議論がどんどん進んでいくという中では、このものの再生利用という部分でいくと、まだまだ時間かかるかなというところでございます。

生徒寮については、12月いっぱいまで設置をしますけれども、その後、解体をするということでございまして、1月には既にもう解体されてしまうということでございますので、その点について、やはり有効利用していくというところで、今のタイミングで、こういった形の中で活用していきたいという考え方に至ったというところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 買取りの価格の妥当性というお話ですけれども、これ当初、建設時点で、仮設住宅も一緒なんですけれども、7年間のリース料でゼロになるというような計算を当初からしております、この寮も仮設住宅についても、2年間のリースをしておりますので、残りの7分の5を支払うという形で買い取るという形になってございます。

ですから、一部古いものもありましたので、7年分の4年分とか、7年分の3年分とかという形で今回、買取りするような形ですので、金額については十分妥当性があるというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 妥当性の話は、最初、震災の後に、リースで借りるというときに決めたということで理解しているんです。

そうすると、7分の、ちょっと分数忘れちゃったけれども、買取りをすることがもう最初から分かっていたこと、買い取る金額分かっていたことであれば、別段、あそこに置いておいて、解体しなきゃならないという問題もないのであれば、もっと時間かけて、ほかの用途に使ったほうがよかったのではないのかなというふうに再度思うんですけれども、何か感染症対策でたまたま出るから、それはそれでもいいんですけれども、まちなか再生に使うという事はいいなというふうに個人的にも思っていましたし、そういう話もちらっと聞いていましたから、そういうふうに使えないのかなというふうに期待していたんですけれども、再度、そういうことを検討はしなかったんですか。ほかの利用に、庁舎というか、今回のリモートワークとか多目的スペースに活用する以外には検討はなかったんですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 生徒寮の関係につきましては、ほかの仮設住宅もそうですけれども、以前から有効活用ということで検討できないのかということでの御質問もいろいろ受けておりました。

庁舎内で、この間、コロナの前ですけれども、今後の活用についてもいろいろ検討したん

ですが、先ほどお話ししましたように、7年でのリースということで、2年分を借りて払うんですけれども、残りの5年は、もし使うとなれば買上げになるというところで、それを再設置して永久的にといいますか、基礎工事から全てやって工事をしていくとなると、木造で新設するのとそう変わりはないというような一応、試算になっておりました。

そんなことで、どうしてもこのモバイル型というのは大きさが決まっております、用途が結構縛られてまいります。そういったことも含めていくと、用途に合わせて新設したほうがベターだろうということで、活用は非常に難しいなということで判断していたところであります。

今回、このコロナという、交付金の関係も確かにありまして、そういった財源の確保も一部できるということと、先ほど述べましたように、全国初の生徒寮の仮設ということで、そういった記念といえますか、メモリアルとしても残しておくべきだろうということもございまして、国に対しても、そういった今後の活用も踏まえていくというようなことも説明しているということもございまして。

そんなことも総合的に勘案しながら、今回、一部でありますけれども、食堂部分を活用して、ここに設置をするということになったところでございます。

いろいろと検討はした経過はあるということで、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） くしくも今、副町長から、木造で建てても同じだけお金かかるよという話であれば、木造で建てたほうがよかったのではないかなと僕は思います。

ただ、そういう判断をされたんであれば致し方ないのかなとは思いますが、ぜひそういう判断する前に、お話を議会にもちょっといただけたら、どういう活用法があったのかなということで、議論させていただく場を持っていただければよかったかなというふうに思っています。

以上です。回答要りません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の質問に関連をして申し上げますが、なぜ役場の執務室と、まちなか再生というものに目を向けなくて、自分たちの住むところだけをよくすればそれでいいというふうな、そういうふうな、町民から見れば、判断される1つの材料にもなりかねない。なぜその前に、先ほど7番議員が申し上げましたように、まちなか再生のためにそういう

ものを有効活用すると、例えば商工会だとか、あるいはJAだとか、そういう団体ともう少し話を詰める必要性もあったのではないかと、なぜそういう余地がなかったのか。

なぜ、今、副町長が言われたように、災害の象徴として、生徒寮ということの象徴として、国の折衝の中でもそういうふうに行っているというふうなお話ですが、ただ単純に見れば、ただ自分たちの住むところがよければいいというふうに町民から受け止められるというふうになるんですが、なぜその前に、そういう団体だとか、そういうところの折衝というものはなかったのか。その点についてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） この仮設寮ですとか仮設住宅に関しましては、民間も含めて使いたいというお話を今でもいただいております。一部、仮設住宅の使いたいという方には、お見積りをいただいて、2,000万弱ですけれども、1棟で、2棟になるんですけれども、大体2,000万弱で基礎から含めて建てられますよということでお話はしましたけれども、結局、2,000万もかかるんだったら建てられるだろうということで、これについては、違うことでやるわということでお話をいただいております。

そのほか、農業法人からも使いたいというふうなお話もいただいておりますので、この辺は、これから価格等の、どれぐらいにかかるとかという話をしながら、活用をするかしないかという判断も、当然、民間業者ですからあると思いますので、この辺はお話をしたいというふうに考えています。

そのほかも、これからそういったお話どんどん来るのかもしれませんが、そういったものには、こちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

また、寮に関しましては、先ほども言いましたけれども、一部利用を今回しますけれども、その利用の仕方の中での改修をしてやる形になります。ですから、教室部分を全て全部そのまま使うわけではなくて、中を、また再利用できるように壁を取り外したりだとか、そういった造作ができますので、まちなか再生で今後使いたいということが本当にあれば、そういった対応は、ほかの残った部分でも可能だと考えておりますので、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） そうしますと、今後において、そういう余地は十二分に考えられると、そういうお話が来たときには対応をしていただけるということによろしいですね。分かりました。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 対応という大塚の話は、中継ぎといいますか、つないでいくということは対応しますということであって、町のほうでそれを買って上げて設置をしますということではないので、御理解をいただけたと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 7 ページから 11 ページまでの予算総則第 1 表、歳入歳出予算補正、第 2 表、繰越明許費補正、第 3 表、継続費の全般について質疑はありませんか。

11 番、北村議員。

○11 番（北村 修君） 繰越明許費の関係と継続費について、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。

1 つは、繰越明許費で、先ほどの説明では、冬期間等々、事業が難しいこともあるというふうに説明をされました。なるほどなというふうに思っておりますが、この中で、商工費の観光拠点整備事業について、これは、冬期間、事業が難しいというのは、どういうことでそういうふうになって繰越しになったのかという、このことについて 1 つは説明をお願いをしたいというのが第 1 点であります。

それからあわせて、予算のところで聞けなかったんですけども、この無線 Wi-Fi、これ公共 Wi-Fi というふうになっているんですけども、ちょっとそこら辺が一般の Wi-Fi はどう違うのか分からないので、その説明を併せてお願いしたい、1 つ。

それから、2 つ目には、継続費の関係なんですけども、ここで地域情報端末整備のやつが R 2 年、R 3 年ということになるんですけども、1 つは、先ほどの説明の中で、継続するには、財務規則の中で 9 割という形の中で、9,100 万ほどが説明ありました。それは令和 3 年分というふうな形の説明だったんですけども、ここでは令和 2 年になっているんですけども、そこら辺ちょっと整理をして、もう一度答弁を願いたいというのが 1 つであります。

もう一つは、令和 3 年度分について、これは、交付金は使わないで、過疎債等々のものを取れる見込みになったということで、財源的なことを考えているということでありました。

1 つは、この事業の入札、執行というのは、年度内いつ行っていくのかというのが 1 つなんですけども、もう一つは、そういう中で、R 3 で確実にやるのであれば、今、継続費として財源的に過疎債なのかということあるんですけども、その辺が、説明でもまだ不確定の部分

があるというのは言いました。そういう中で、これを今、継続費にするということの必要性があるのかどうかということについて、改めて伺っておきたいというのが質問であります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の御質問の1つ目、2つ目について、私のほうから御説明させていただきます。

なぜ冬期間の工事ができないのかという御質問ですが、これから計画的に、計画の設計をしていきます。工事を発注いたします。できるところの準備、材料等を順次、準備していきますが、施工に関しましては、冬でもできるところは可能ですが、キャンプ場、むかわ町の北の玄関口になりますと、積雪がありますので、なかなか施工ができないエリアも出てきております。その施工するために、期間を繰越しで設けて、春に完成、もしくは夏休み前に皆さんが使えるように、そのような計画の中で今回、補正させていただいております。

公共的と民営的のWi-Fiについての御質問になります。こちらのほうのWi-Fiは、基本的に公共施設エリアをWi-Fiエリアとして、今回、補正させていただいております。四季の館、それから博物館、キャンプ場、そのWi-Fiエリアを、無料でインターネットをつなげられるという、観光で来られたお客様、それから町民の利用する方、その方が、こちらのほうのWi-Fiを無料で使えるということになります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 先ほどの説明不足といたしますか、まず事業の内訳と支払いの年割りについてお答えしたいと思います。

先ほど御説明しましたとおり、事業費につきましては、令和2年度が1億198万円、令和3年度が1億1,825万円となるところでございます。

財務規則の規定でございますが、本町の財務規則につきましては、部分払いの限度額を定めておりまして、執行済み、起債部分の限度額に対しましては、その出来高の9割の支払いということで規定させていただいているところでございまして、そうなりますと、今年度、1億198万円の事業を執行する予定でございまして、その最大限となります9割部分となります額を今回、補正で予算計上をすることとし、9,178万2,000円を補正として追加する内容となっております。

それと、財源につきましては、過日の全員協議会でもお話ししましたが、この事業につき

ましては、これまでの経過から、過疎対策事業債が活用できるというような情報を得ながら、既にその起債を活用して執行している町もございます。私たちどもも、できる限り有利な財源を確保しながら事業を進めたいということを考えておりまして、今回の事業執行に当たりましては、コロナの臨時交付金、またこれまで積立てしております情報施設の営繕基金と、残り分を過疎対策事業債を活用したいと。

第2表、第3表で繰越明許費と継続費に分かれておりますが、繰越明許費になりますと、令和2年度の事業、2億円の事業となりまして、令和2年度中に、その過疎対策事業債の借入れの同意を経なければならないという状況が生まれてきます。

ですが、今年度の当初予算で組んだ事業で、過疎対策事業債を活用して執行しようとする事業の配分につきましても、過日、御説明を申し上げましたが、予定の7割5分程度となっていることから、この時期に新たに1億を超える起債の申請をしても財源を確保できないのかなというふうに判断をしまして、整備区分を明確にした継続費とすることで、新たな年の当初予算で申請したほうが、100ではないかもしれませんが、有利なのかなということで、継続費として判断したところでございます。

なお、継続費につきましては、財政法の114条の2項におきまして、完成年度に数年要するものにつきましては、あらかじめ議決を経なければならないというようなことになっておりまして、その総額と年割り額を明らかにすることを定められておりますので、財政法の規定に連続して定めております地方自治法212条の規定に基づきまして、今回、明らかにさせていただくことといたしました。

それで、今後のスケジュールでございます。こちらにつきましても、過日の協議会の資料に掲載していただきましたとおり、本臨時会で予算可決していただければ、この後、指名選考、事業等々の協議を経まして、12月の第4回定例会で議決を経た後、契約締結を行っていきいたいというふうに考えているところでございます。

なお、予算は委託料になりますが、請負という形の契約になりますので、5,000万円以上の議決請う案件となることから、12月の定例会で上程したいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） なるほどなど、この間の協議会のときにもちょっと聞いてあったんですけども、そういう方式もあるのかなというふうに、私自身もあまり見たことのない形なものですから、ちょっと心配もあって聞くんですが、いずれにしても私が心配しているのは、R3年の過疎債分のやつは確定がまだできて……、見込みで財務のほうとしては、そこ

は取れるだろうという見込みを、一定の確信は持っているんだろうというふうに思うんですけども、そこがまだちゃんと確定していない段階に、私は、今なぜ継続費に、そうしたら実際にR 2年に係る事業費は2億円なんだと。

だから、その部分を交付金では足りないので、その部分の財源手当てとして、今その過疎債の分を見込んで、財源的に組立てを置くということなんですけれども、いずれにしても、そこがはっきりしていないんだから、私は、そうであれば一般財源的なものか何かで手当てをしておいて、R 3年の段階でそのところを振り替えるなりなんなりという形のほうが、きちっとした財政運営になるんじゃないかなという思いが強いです。

それで、それを駄目だとか言っているんじゃなくて、そういうちょっと心配というか、そういうものあるものだから、何回もしつこく聞いているという状況なので、そういう方向で何とかやっつけていける、やむを得ないというのであれば、それもそうなのかなというふうに思いますが、改めてその辺の私が思うような不安というか、そういう心配事はないのか。

言ってみれば、R 3年になった段階で過疎債が本当に、ちゃんとそれが手当てできなかったらどうするのかという問題もあるわけだから、そこら辺を含めて改めてお願いします。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議員が申すとおり、2億2,000万の事業、本来であれば、今年度の事業として全てを終わらすか、繰越明許として継続的に、継続費もそうなんですけれども、継続的に事業執行するかということになります。

先ほどと繰り返しますが、今年度、繰越明許とした場合、令和2年度の事業になりますので、新たな起債を起こすことはできますが、後年度、優位な起債、例えば過疎対策事業債、我が町はその過疎対策事業債がとても有利な事業債だと思っていますが、これを取ることが多分不可能です。それを取るために、年割りをして事業組みやっていることによって、優位な財源を取っていききたいというふうな考えでございます。

それと、過疎対策事業債につきましては、将来的な財源ですので、実際に令和3年度に、私たちの申請額が100%取れるかどうかというのは確実なものではございません。ですが、令和3年度の町財政計画におきましては、国の予算としては、今年度と同額の過疎枠というのを設けていただいていることで、私たちの令和3年度の、これからになりますけれども、事業の編成によって、今年申請して同意得た額程度は見込めると思っていますので、この事業を第1優先としながら、他の事業と調整をしながら、確保していききたいというふうに考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうで若干補足をしたいというふうに思います。

今年度の予算について、9,100万ということで、先ほど申し上げたとおりです。

来年度の予算につきましては、また来年度の予算の中で財源内訳というものを示すということになると思いますけれども、今の予定では過疎債を予定しているということの御理解でお願いをしたいと思います。

他の自治体でも、この情報端末の関係、既に導入しているところがございますけれども、そういった中の先例に準じて、過疎債使えるぞというふうなことなものですから、そういったものも当て込んだ形の中で予算組みをしてきたというところではございます。

まだ確定したものではございませんけれども、今の予定としてお示しをしているという内容でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第4号）、事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり13ページ及び14ページの予算総則第1表、保険事業勘定歳入歳出予算補正の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第76号の質疑を終わります。

これから議案第75号及び議案第76号の討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第75号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 先ほどの60-01の関係でございます。

賛同をしかねます。

理由のまず1点目、一般財源の利用でございます。臨時交付金の寄せ集めをして圧縮をするということでございますが、極めて不透明な部分が多い。加えて、発災後2年たって、復旧復興の自主財源の利用が必要なことから、基金の取崩しをいっぱいしました。加えて、今のコロナ対策ということで、多くの財源を必要としながら町の行政運営をするということでございますので、なかなかこの一般財源の利用度についてはちょっと疑問が残ります。

それから、もう一つ、60-01の規模の関係でございましたけれども、坪数に直しますとおよそ63坪、4,900万の整備工事資金を割り返しますと、坪80万前後ということでございますので、7分の5のモバイルの仮設住宅、かねてより、このモバイル仮設については再利用の有効度が高いということをおっしゃっていただきましたので、もっと民間に多くの利用をしていただく必要があったのではないかというふうに思います。

特に、仮設店舗については利用期間が3年ということで、これから店舗の再生を望んでいく事業者、経営者が多くいるという中でモバイル仮設は有効ではないか、こういう理由でございます。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 確かに、今の仮設寮を新たにすることは苦渋の決断だったというふうにも思います。できれば、その辺を裏返しに、先ほども出ましたけれども、新設するだけの費用がかかっちゃうんだよということでもあります。

それであれば、まちなか再生のほうでもかえって新設したほうがやりやすいんじゃないかというお答えもあったように、そちらのほうに期待をして、今回は特殊な事情、それとコロナ禍での財政措置がもう少し寄せ集まるといえるか、残が残ると、実際にはもう少し圧縮した形の中で執行できるという、苦渋の決断をしたというふうに捉えて、ただ今後は、こういうような大きな財政支出しなければならないときは、ぜひ事前に議会にも、あるいは町民にも説明する機会が、そこまで必要ないかもしれませんが、少なくとも議会には説明をしていただければなという思いを込めて、賛成とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第75号の討論を終わります。

次に、議案第76号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第76号の討論を終わります。

これから議案第75号及び議案第76号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小坂利政君） よろしいです。

起立多数です。

したがって、原案のとおり可決しました。

次に、議案第76号を採決します。

お諮りします。

議案第76号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第6回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時49分